

「福祉用具購入費」申請の手続きの流れ

要介護認定

まだ要介護認定を受けていない場合は、市町村の窓口で申請し認定を受けてください。

相談・検討

担当ケアマネジャーと対象となる方の身体状況に合った福祉用具を選択します。

購入する販売事業所の選択・見積書等の作成

打ち合せた内容に合わせて、大分県から指定の受けた販売事業所からの福祉用具のパンフレット等を基に本人、家族、ケアマネジャーと購入する福祉用具について確認・承認を行います。

地域ケア会議での検討（要支援1～要介護2の場合）

新規・追加を問わず福祉用具の購入費の1品目が5万円以上を要する事例確認・承認した福祉用具が適切であるか、保険者（市）、専門職（理学・作業療法・薬剤師・言語聴覚士・歯科衛生士等）、担当ケアマネジャー、購入事業所で検討します。

事業所への支払い

福祉用具購入後、かかった費用を事業所に支払います。（支払方法は2種類あります）
償還払い⇒10割分を支払い 受領委任払い⇒自己負担分（1～3割）を支払い
※領収書の名義は原則、対象者名義です。

福祉用具購入費の請求・支給

福祉用具購入費支給申請書および必要書類（領収書の写し、購入したパンフレットの写し、ケアプラン、ケア会議の記録など）を添付し保険者（市）に請求します。
※受領委任払いの場合は、合わせて受領委任払認定申請書・福祉用具購入費受領請求書を提出。

指定先口座に入金